Web2　「著作権制度改正に関する要望書・意見書（第1次～第17次）」（昭和37年4月12日～昭和44年9月11日）
社団法人日本書籍出版協会

まず基本態度を明示

著作権制度改正に際し文部省に意見書を提出

既報の通り、文部省では五月一日「著作権制度審議会」を設置、委員三十名を委嘱し、現行著作権法全面改正の審議を開始いたしました。当協会では文部省よりの要請にこたえ、本問題についての出版業界としての意見をまとめ、既に第一次（四月十二日）第二次（六月十四日）意見書を文部省（社会教育局長あて）に提示いたしました。

とくに第二次意見書では、改正の根本的態度についての当協会の考え方を明らかにし、保護期間延長の必要がないこと、著作物の第二次使用に際しての第一次使用の権利保護、出版権の保護、確立、翻訳権問題その他について、基本的意見を申し述べてあります。

以下に、その全文を掲載いたしますから御熟読下され、御意見や御希望を当協会著作・出版権問題委員会または事務局あてお寄せいただければ、今後ひきつづき提出予定の意見書に反映させてまいりたいと存じます。

著作権制度の改正に関する意見書（第一次）

昭和三十七年三月三十一日付文社著第一四九号により、著作権制度の改正について当方の意見の提出を求められましたので、左のようにお答え申し上げます。

当協会としましては、今回文部省設置法の一部改正の実現によりいよいよ著作権制度審議会の発足をみることとなり、かねて待望されておりました著作権制度の全面的検討に着手されましたことをお喜び申し上げたいと存じます。

さて貴方より意見を求められました「著作権法に関する仲介業務に関する問題、実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する問題」については、いずれも出版界に重要且つ複雑な関連をもっておりますが、当方としてはここにとりいそぎそれぞれの問題点についてまず具体的に意見を申し述べる用意が未だととのっていないことを残念に存じます。

しかし当協会におきましてはすでに昭和三十二年「著作・出版権問題委員会」を設け、爾来著作権と出版権と他の諸種の使用権との関係を中心として鋭意審議を重ねてまいりましたので

著作権制度の改正に関する意見書（第二次）

当協会におきましては、去る四月十二日付の意見書において申し上げましたように、かねて著作権制度の改正について検討を重ねてきておりますが、その主要な問題点に関し一応左記のように意見をとりまとめましたので、ここに具申いたします。

一、著作権法改正の根本的態度について

申すまでもなく、著作権法は公共福祉、文化の発展のために著作者の人格権・著作権者の財産権を保護すると同時に、使用者の権利をも保護し、一般公衆とくに著作権者と使用者双方の利害に衝撃な関係を有する法律でありまして、したがってまた文化と経済の両者にかかわる法律であります。

従来からぬうちに御下問の件に関して意見を具申し、御審議の参考に供したいと考えております。

つきましては、著作権法改正に関する今後の審議の進行にかんがみ、貴方におかれては随時当方に意見開陳の機会をお与え下さるよう、また然るべき資料等の御提示をいただけますようお願いしますとともに、著作権制度審議会に使用者側を代表しうるものとして、当協会からも委員を御選任下さいますよう、併せて切にお願い申し上げる次第であります。

著作権制度の改正に関する意見書（第二次）

ところが現行法においては、権利者の保護に偏り使用と享受の側面が十分に顧られていない憾みがありますので、来たるべき法改正に当たっては、現代の社会情勢及び将来予測されるわが国文化の発展に適切に対処しうるように、公益と私益との間の公正な調整がされることを強く要望いたします。

そのためには、現行法各条の実施によって各種権利者及び全国民を享受者とする使用者が現実にどのような状態にあるか、その人格的・文化的・経済的利害得失がどうなっているか等について、さらに広範且つ綿密に調査され、さらに改正によって権利と使用の関係にどのような影響が生ずるかについても、予測されうるかぎりの詳細な調査が行なわれることが望ましく、それらの調査がもたらす成果こそ、改正立案の基礎となるものであると信じます。

またわが国の著作権法においては、わが国民の権利保護が第一に尊重されるべきであることは申すまでもなく、著作権関係の国際条約に加盟するについても、まず右の前提の上に立ってわが国民の権利の保護が配慮されるものであると思われます。したがって著作権法改正の場合はもちろん、国際条約との関係においても、この点で本末顛倒の結果にならないよう各方面から慎重な検討が必要であり、例えば法改正の結果、わが国民の得る利益よりも外国権利者の得る利益の方が多いとか、国際条約に加盟せんがために著作権法のある条項を改正し、それが却ってわが国の実情にそぐわず、国民の利益に反するというような、望ましからざる結果をもたらすことのないようにしなければなりません。

二、保護期間について

著作権の保護期間は、いうまでもなく著作権者の利益を保護するために設定されるものであります。それの規定（延長または短縮）に当たっては、権利使用の状況や国際的影響を十分に考慮した上で、国民の文化的・経済的得失の観点から決定されなければなりません。つまり適正な保護期間というものは公益と私益との調整点に成り立つということができましょう。

最近、著作権の第二次使用の範囲はいちじるしく拡大される傾向にあり、また著作権の使用は隣接的権利の範囲（音楽に限らずにまで拡大されつつあり、このような使用関係の多面的な発展は、著作権の保護期間についても新たな規定の契機を生むものであると考えられます。

また、現在著作権を有する全著作物のうち、保護期間の延長によって経済的利益を得るものの数は果たして何パーセントであるか、その利益の程度ないし頻度はどのくらいのものであるかを考えるならば、むしろ保護期間の延長を問題とするよりも、公有によって全国民の利益を確保することの方が賢明ではないかとも考えられます。

さらに、第五項で申上げますように、保護期間は当然外国著作物の著作権にも適用されますので、外国著作物は、国内著作物よりも三十年以上のものを使用する頻度の多い現状からは、むしろ国内の著作権者を益すること多いという結果になります。

このような点から、保護期間については、二十年で充分であると考えられます。

三、著作物の第二次使用について

現行著作権法の出版権に関する各条では、使用者の権利が正当に保護されていない点が多々見られるのですが、中でも第二次使用に際しての第一次権利者の保護という点には全く触れられていません。

通常出版物にあっては、第一次使用者は著作者に勝るとも劣らぬ熱意と多大の負担をもって著作物の複製頒布にあたります。その努力の積み重ねがもたらした成果の上に、第二次使用者（出版に限らず飜訳、放送、映画、上演、録音等一切を含む）は比較的、容易に複製を行なうのですが、この際の第一次使用者の権利は保護されるならば、そのために知って第一次使用者による第二次使用の促進がなされ、そのために著作物の複製回転率は増大し、著作権者をも利することになると思われます。

なお右に関しては、第一次使用は出版ばかりとは限らず、広く各種の第一次使用者についても適用されることも考えられます。

四、出版権の保護について

現行著作権法の出版権に関する条項（第二章）が出版権を保護し、これと著作権者との関係を調整するという見地からみてきわめて不十分であり、また現状にそぐわないものとなっていることは明らかであります。

その改正の問題点については前第三項の第二次使用のほかにも数多指摘することができますが、例えば出版権について各種の登録をしなければ第三者に対する対抗要件が得られないという規定は、今日ほとんど空文化しており、これを現実に即した有効な合理的方法に改めることが必要となっております。それには例えば国会図書館法に基づく納本をもって登録に代えるということなども一案かと考えられます。

五、翻訳権について

現行著作権法第七条の翻訳権に関する条項は、現在までわが国の文化向上に役立ち国民を益することと多大なものがありました。わが国は、文化国家とはいうものの、残念ながら文学芸術の面でも、また音楽、放送、映画等の面でも、まだまだ文化輸入国といわざるをえません。従って、この点の改正については具体的数字を調査の上、とくに慎重な態度で臨まれるよう希望いたします。

六、挿画、写真、応用美術等の著作権について

1　カット、グラフ、図版、グラフィック、デザイン等、最近は現行著作権法の内容規定では不分明な著作物が多く、またそれらの扱いについても明確な規定がありません。そのため紛争が起こっている事例もあり、これらの点についての検討も十分必要と考えられます。

2　写真については、最近は技術も進歩し、現行の著作権法では不備と思われる点が多いので、造型的著作物の著作権との関係、肖像権、人格権との関係、原写真と複製写真との関係等について明解な改正を希望いたします。

3　応用美術、工業的・服飾的デザイン、レイアウト、図案等については、現行法では著作権の範囲に含まれておりませんが、最近は技術の進歩と利用範囲の拡大、さらに著作権思想の普及等により、いろいろの問題を起こしておりますので、適切な法的処置を希望いたします。

七、隣接権について

「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」いわゆる隣接権条約については、出版関係としても、最近音出時（ソノシート）やソノシートを用いた全集出版等相当量が刊行され、深い関係を持って来ております。

現行著作権法においては、演奏、歌唱、レコードの三つについては基本的に隣接権ではなく著作権を認めており、放送事業者については一部の権利を認めております。従って隣接権と称されている諸権利については、著作権制度全般から見て実情に即した適切な規定を考えるという方向に進むべきではないかと考えます。

八、仲介業務について

著作権の仲介業務は、著作権の第二次使用の範囲が拡大し、著作権の使用が多面的且つ複雑となるにつれて、ひとり音楽に限らず、他の分野においても、ますます重要性を加えていくことと思われますが、仲介業務に関する法規定がこのような時代の要請に適切にこたえるためには、現行仲介業務法の存廃の可否という根本的な問題から出発して、明確な抜本的対策を立法化する必要があるのではないかと考えられます。

以上、著作権法の改正に関して当協会としての意見を具陳しましたが、すべてもないことながら、一の著作権法が理想的に改正されましても、これに関係の深い他の国内法が不十分であれば、折角の努力も所期の効果を発揮しがたく、国民の利益が満足に得られないようなことにもなりますので、ひろく国民の無体財産権の保護、公益の増進、文化の向上という観点から、これらの関連ある他法規の改正にも考慮を及ぼされることを希望するものであります。

当協会は、先にも触れましたように、出版文化を業とする者の立場から、著作権法、殊にその出版権条項（第二章）の改正の問題点について目下鋭意研究を重ねており、出版権の保護と充実、それと著作権者及び他の関係の妥当な調整の法的具現はいかにあるべきかを考究し、行く行くは出版権法ないし出版契約法の立案についても構想を進めつつあります。

これらの点に関し今後審議の進展に伴ない逐次意見を具申いたしたく存じております。